

長崎県建設リサイクル

公共工事アクションプログラム

平成16年4月

長崎県



# 目 次

## 第 1 章 計画策定の趣旨

- 1 アクションプログラム策定の背景 . . . . . 1
- 2 アクションプログラム策定の目的 . . . . . 1

## 第 2 章 建設リサイクルの現状と課題

- 1 現状（全体） . . . . . 3
- 2 現状（各品目別） . . . . . 4
- 3 課題 . . . . . 6

## 第 3 章 基本的考え方

- 1 基本理念 . . . . . 8
- 2 実施主体 . . . . . 9
- 3 関係者の役割 . . . . . 9
- 4 市町村の取り組み . . . . . 10

## 第 4 章 計画の目標

- 1 目標の基本的考え方 . . . . . 11

## 第 5 章 実施計画

- 1 発生抑制の推進 . . . . . 15
- 2 分別解体及び分別の徹底 . . . . . 17
- 3 再利用の徹底 . . . . . 19
- 4 再資源化の徹底 . . . . . 23
- 5 適正処理の推進 . . . . . 25
- 6 リサイクル材・製品の利用促進 . . . . . 26
- 7 その他事業との連携 . . . . . 27
- 8 公共工事における理解と周知 . . . . . 28

## 第 6 章 評価・見直し

- 1 評価・見直し . . . . . 29

- 参考資料 . . . . . 30



# 第 1 章 計画策定の趣旨

## 1 アクションプログラム策定の背景

建設産業は、我が国の資源利用量の約 40% を建設資材として消費する一方で、産業廃棄物全体の最終処分量の 30% 程度を建設廃棄物として処分している。さらに、今後、住宅・社会資本の更新に伴い、建設副産物（建設工事に伴い副次的に得られた物品）の排出量が増大し、資源循環に占める建設産業の比率がより高くなることが予測される。したがって、我が国において循環型社会を構築するにあたっては、建設産業の責務が非常に重く、建設産業が先導的にリサイクル推進に取り組むことが不可欠である。

国土交通省では、建設工事における分別解体と再資源化等を推進するため、平成 12 年 5 月に「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下、「建設リサイクル法」という。）を制定し（図 1-1）、平成 14 年 5 月 30 日より完全施行された。

県においては、建設リサイクル法第 4 条に基づき「長崎県における建設リサイクル法に関する指針」（以下、「県の指針」という。）を平成 14 年 5 月に策定するとともに、長崎県建設副産物実施要領に基づいて建設リサイクルの推進に取り組むなど、各種の建設副産物対策を講じてきたところである。

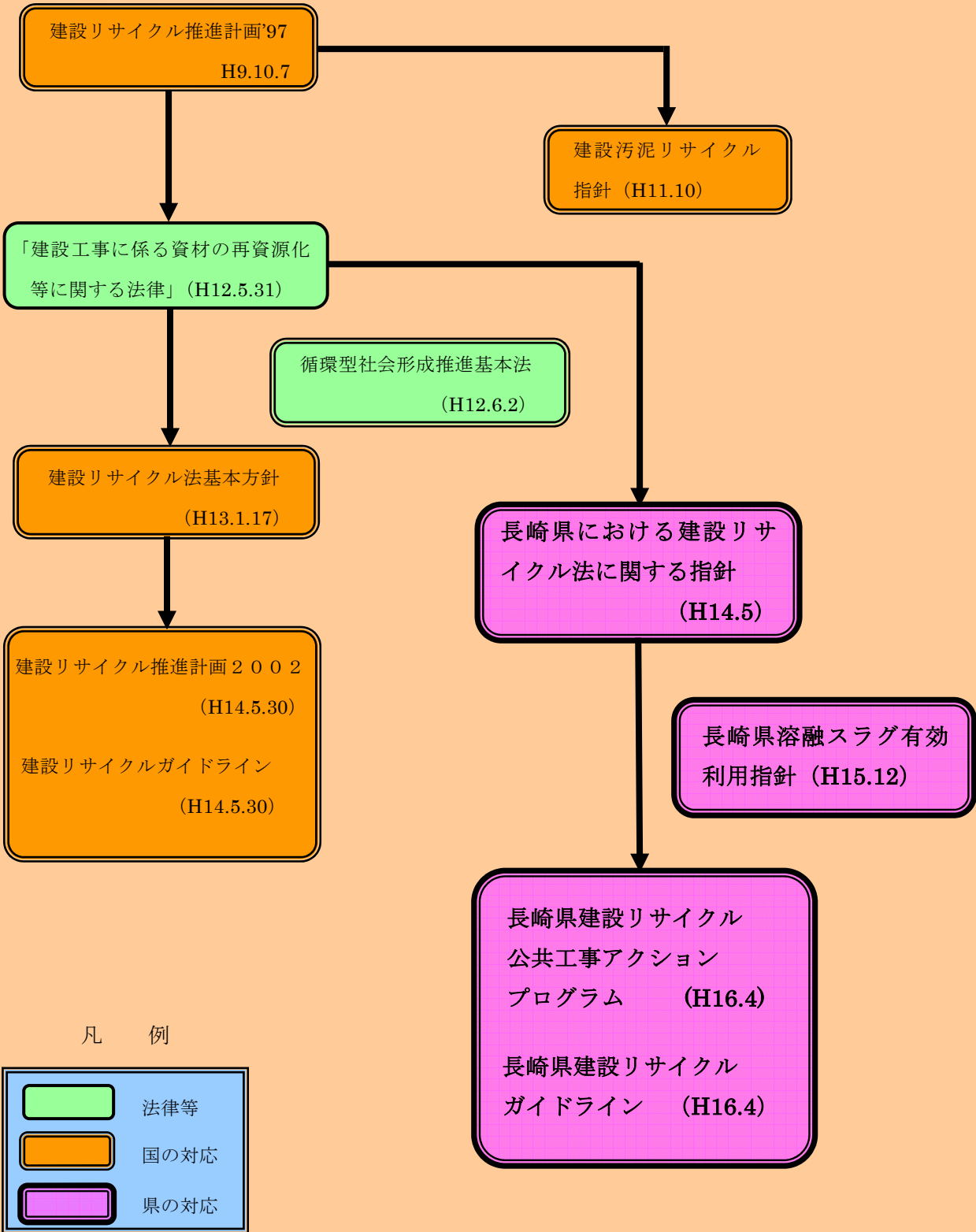
その結果、建設副産物実態調査（以下、「センサス」という。）結果における長崎県の建設廃棄物全体の再資源化率は、平成 7 年度には 34% であったが、平成 12 年度には 86%、平成 14 年度には 92% と平成 12 年以降のリサイクル環境整備によって再資源化率が向上しており、建設リサイクルへの取り組みが広がりつつある。しかし、建設発生木材は平成 7 年度と比較して再資源化・縮減率は向上しているものの、縮減（焼却処理）が全排出量の 1/3 を占めるなど資源の有効利用促進が遅れている状況であり、今後も取り組むべき課題が残されている。

このような状況に鑑み、本県においては、国の「建設リサイクル推進計画 2002」に準じ、平成 15 年度「建設リサイクル推進事業」を実施し、建設副産物の再資源化推進に向けた対策と公共工事におけるゼロエミッションを目指した行動計画を定めることで、県の取り組みを明確にすると共に市町村と連携することで、本県における建設リサイクルの推進に努めることとする。

## 2 アクションプログラム策定の目的

本アクションプログラムは、県の再資源化率目標とゼロエミッションを達成するため、3R（発生抑制、再利用、再資源化）の徹底並びにリサイクル材・製品の積極活用など、公共工事におけるリサイクルへの取り組みを強化し又具体化するものであり、循環型社会を構築し環境負荷の低減に寄与することを目的とする。

図 1 - 1 国・県における建設リサイクルに関する取り組み



## 1 現状（全体）

### （1）建設副産物排出量・種別割合（平成14年度センサス結果より）

公共土木で排出する建設廃棄物量は全体の約70%を占めており、特にアスファルト・コンクリート塊、建設汚泥は90%以上を占めている。建設発生土についても95%と高い値となっている。

また、建設発生木材の排出量合計のうち、伐木・除根等が約70%を占め、公共土木に至ってはこのうちの約90%を排出している。（表2-1参照。）

表2-1 県内における建設副産物排出量  
（平成14年度センサス結果）

単位：千トﾝ（発生土は千 m<sup>3</sup>）

品目	公共土木			計	民間土木	建築（新築）	建築（解体）	合計	公共土木が占める割合	
	県	市町村	国・その他機関							
建設廃棄物	コンクリート塊	204.5	130.3	35.5	370.3	17.2	74.4	114.7	576.6	64.2%
	アスファルト・コンクリート塊	127.1	118.1	56.4	301.6	10.9	8.1	1.7	322.3	93.6%
	建設発生木材	69.7 (56.3)	16.5 (13.7)	7.3 (7.1)	93.5 (77.1)	2.7 (2.3)	11.9 (1.7)	17.3 (0.0)	125.4 (88.1)	74.6% (87.5%)
	建設汚泥	43.5	4.5	1.1	49.1	0.9	0.6	0.0	50.6	97.0%
	建設混合廃棄物	0.5	2.1	0.2	2.8	0.3	17.0	7.2	27.3	10.3%
	その他廃棄物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.6	5.7	16.3	0.0%
	廃棄物全体	445.3	271.5	100.5	817.3	32.0	122.6	146.6	1,118.5	73.1%
建設発生土	3,023	1,516	347	4,886	40	182	0	5,108	95.7%	

※建設発生木材の（ ）書きは、伐木・除根等の排出量である。

### （2）建設廃棄物の再資源化状況

県内における再資源化の状況は、建設廃棄物全体について再資源化率が86%（H12）→92%（H14）と向上しており、全般においてリサイクルへの取り組みが着実に進んでいることが窺える。特に建設発生木材、建設汚泥については、法によるルール化や取り組み強化等により大きな伸びを示している。（表2-2参照）

このことは、資源循環の仕組みが出来つつあると判断できるが、木材の縮減率（焼却の割合）の高さや建設混合廃棄物の低迷など、今後の取り組むべき課題も残している。

表 2-2 建設廃棄物の再資源化等率

品 目	年 度	長崎県(全体)	九 州	全 国
建設廃棄物全体	H14	92%	91%	92%
	H12	86%	83%	85%
コンクリート塊	H14	96%	97%	98%
	H12	95%	92%	96%
アスファルト・ コンクリート塊	H14	99%	99%	99%
	H12	94%	96%	98%
建設発生木材	H14	90%(57%)	88%(58%)	88%(61%)
	H12	76%(27%)	73%(22%)	83%(38%)
建設汚泥	H14	56%	49%	69%
	H12	8%	21%	41%
建設混合廃棄物	H14	6%	19%	36%
	H12	3%	4%	9%
建設発生土	H14	72%	60%	65%
	H12	64%	71%	61%

※建設発生木材の（ ）書きは再資源化率、実数は再資源化・縮減化率を示す。

<再資源化率>

- ①コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊：(再使用量＋再生利用量) / 発生量
- ②建設発生木材：(再使用量＋再生利用量＋熱回収量) / 発生量

<再資源化・縮減率>

- ①建設発生木材：(再使用量＋再生利用量＋熱回収量＋焼却による減量化量) / 発生量
- ②建設汚泥：(再使用量＋再生利用量＋脱水等の減量化量) / 発生量

## 2 現状 (各品目別)

### (1) コンクリート塊

公共土木におけるコンクリート塊の排出割合は、全体の約64%を占めている。

また、再資源化率は平成12年度が95%、平成14年度が96%となっており、コンクリート塊の再資源化に関する取り組みはほぼ確立しつつある。

しかし、コンクリート塊等を利用した再生砕石等の再生資材（以下、「リサイクル材」という。）の使用は、仕様書にリサイクル材の使用を明示してリサイクルの推進に取り組んでいるものの、平成14年度のセンサスでは利用率が約50%と低い値になっており、これはリサイクル材の需要と供給のバランスが釣り合っていないことが原因の一つと考えられる。



## (2) アスファルト・コンクリート塊

公共土木におけるアスファルト・コンクリート塊の搬出割合は、全体の約94%と大部分を占めている。

また、再資源化率は平成12年度が94%、平成14年度が99%となっており、コンクリート塊と同様、再資源化に関する取り組みはほぼ確立しつつある。

リサイクル材の使用については、仕様書へ再生資材の使用を明示してリサイクルの推進に取り組んでおり、再生アスファルト等の舗装材は利用率が高くなっている。

しかし、再生砕石等については利用率が低く、需要と供給のバランスが釣り合っていないことが原因の一つに考えられる。

## (3) 建設発生木材

公共土木における建設発生木材の搬出割合は全体の約75%であり、伐木・除根等については約88%とかなりの部分を占めている。また、発生木材に占める伐木・除根等の割合は約70%であり、公共工事からの排出割合が高い要因となっている。

再資源化率は、平成12年度27%から平成14年度57%と向上しており、着実に再資源化が進んでいる状況であり、公共工事においても再資源化施設への搬出を仕様書等に明示しその徹底を図っている。

しかしながら、再資源化施設でチップ化した後の利用用途が限られているため、全量の1/3が焼却されている状況であり、資源の有効利用に繋がっていない。

今以上に再資源化を推進するためには、今後リサイクル材の積極活用等出口側の対策強化を図ることが重要であるが、安全性、品質、コスト、施工性などの面からリサイクル材の利用拡大が進んでいない状況である。

## (4) 建設汚泥

公共土木における建設汚泥の排出割合は全体の97%であり、ほとんどが公共土木から搬出されている。

また、再資源化率は平成12年度が8%、平成14年度56%となっており、急速に再資源化が進んでいる。これは、平成11年10月に「建設汚泥リサイクル指針」が制定されたことで、建設汚泥の再利用・再資源化に関する具体的取り組みが行われたためと考えられる。

しかし、再資源化施設の不足や再利用工法が少ないなどが原因で、他の品目と比較すると再資源化率が低く、今後も再利用・再資源化に対する取り組みの検討が必要となってくる

## (5) 建設混合廃棄物

公共土木における建設混合廃棄物の排出割合は全体の約10%であり、他の品目と比較すると低い値となっている。

また、平成12年度の搬出量と比較しても平成14年度の搬出量が減少しているが、これは現

場における建設廃棄物の分別が徹底されていることが理由としてあげられる。

### (6) 建設発生土

実態調査結果では、現場から搬出する建設発生土3,910千m<sup>3</sup>のうち、72%が内部受入地へ搬出され、23%が工事間利用されている。

この工事間利用量と現場内で使用した土砂量からなる有効利用率は平成14年度で72%と平成12年度の64%と比較して向上しているが、内部受入地への搬出量が大部分を占めていること、平成15年10月に「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」（以下、「建設発生土等行動計画」という。）が通知されたことを踏まえ、今後より一層工事間利用の促進を図る必要がある。

## 3 課題

建設副産物の現状は以上のとおりであるが、品目毎における課題は次のとおりである。

### (1) コンクリート塊

コンクリート塊の再資源化施設への搬出は、再資源化率からみてもルールが確立してきたことが確認できるが、再生砕石等のリサイクル材の利用について、今後利用率を高めることが課題となっている。

現在、再生砕石は現場において100%使用するよう仕様書において明示しているものの、実態調査では再生砕石の使用率が低いという結果になっている。

このため、今後は再生砕石の需給バランスの確認及び現場での使用の確認等を行ってリサイクル材の確保可能量について把握するとともに、現場においてリサイクル材の調達を周知徹底するなどして利用拡大を図る必要がある。

### (2) アスファルト・コンクリート塊

アスファルト・コンクリート塊もコンクリート塊と同様、再資源化のルールが確立し、再資源化に対する取り組みはかなり定着している。

しかし、再生アスファルトとしての利用は高いものの、再生砕石としての利用率が低いため、今後は再生砕石の需給バランスの確認及び現場での使用の確認等を行い、リサイクル材の確保可能量について把握するとともに、現場においてリサイクル材の調達を周知徹底するなどして利用拡大を図る必要がある。

### (3) 建設発生木材

建設発生木材は、再利用工法及びリサイクル材等が少なく建設工事において利用しにくいことから、リサイクル材の利用拡大を進めるため、再利用工法・リサイクル製品等の情報収集、安全性や品質を確保するための研究開発及び設計・施工手法の検討を行い、再利用及びリサイクル材

の積極活用を図っていく必要がある。

また伐木・除根等については、先ず計画・設計段階から発生抑制に努めることとし、再利用・再資源化についても安全性に問題がないことから、より積極的に資源の有効利用に努めることが重要である。

更に家屋解体木材や型枠廃材等については、塗布材、接着剤など含むものがあるため、廃木材の状態に応じ分別の徹底を図り、再資源化可能なものは確実に再資源化する。

但し、CCA（クロム、銅及びヒ素化合物系木材防腐剤をいう。）注入材は、不適正に焼却するとヒ素が発生するほか、焼却灰に有害物である六価クロム及びヒ素が含まれる恐れがあることから、分別し適正処理に取り組む必要がある。

#### **(4) 建設汚泥**

建設汚泥は、他品目と比較して再資源化施設が少ない、再利用工法が少ない等の理由から、再資源化が遅れている状況である。

このため、今後はまず当該現場内での「自ら利用」を積極的に進めるために再利用工法等の情報収集、再利用事例の紹介等を行うほか、「自ら利用」ができない場合には「有償売却」、「個別指定制度」を積極的に活用するなどして、建設汚泥の資材としての利用拡大方策を検討する必要がある。

#### **(5) 建設混合廃棄物**

建設混合廃棄物の排出量は、以前と比較して少なくなっているものの、各品目において再資源化を促進させるために現場での分別解体等を徹底することで、今後、排出量が減少することが予測される。

このため、発注者、請負業者等に対して適正な分別解体方法等の周知徹底を行い、現場から搬出する段階で建設混合廃棄物の搬出量を縮減させる必要がある。

また、現場において分別した金属、ガラス、廃プラスチック等の建設廃棄物については、再資源化施設が近隣にある場合には再資源化に積極的に取り組むこととする。

#### **(6) 建設発生土**

土砂利用量（現場内利用含む）は1,788千m<sup>3</sup>であり、仮にこの全量に建設発生土（発生量）を利用したとしても3,320千m<sup>3</sup>という膨大な量が発生することから、工事現場における排出抑制の施策を講じることが必要である。

また、平成14年度における建設発生土の有効利用率は72%であるため、今後「建設副産物対策推進分科会利用調整ブロック会議」（以下、「利用調整ブロック会議」という。）において工事間利用調整を行い、建設発生土の工事間利用を促進することとする。

## 第 3 章 基本的考え方

### 1 基本理念

#### (1) 基本理念

アクションプログラムの策定における基本理念は「県の指針」に基づいているが、県が発注する建設工事についての実施計画及び目標を定めるため、その中のうち表 3-1 に示す事項を理念に掲げることとする。

表 3-1 基本理念

- ① 資源循環型社会の構築を目指す。
- ② 建設廃棄物の発生抑制、分別解体等の徹底、建設資材廃棄物の再資源化の徹底、再生資材の利用の徹底を図る。
- ③ 大量生産、大量消費、大量廃棄の考えを改める。

#### (2) 優先順位

環境への負荷を提言するためには、まず計画段階及び施工段階において建設副産物の発生を抑制することが重要ある。そして、現場において発生した建設副産物は「自ら利用」による再利用を行い、それでも現場外へ搬出する必要がある場合には、現場において可能な限り分別した後、再資源化施設へ搬出して再生利用(マテリアルリサイクル)により資源の循環を図ることとする。このため、公共工事においてリサイクルに取り組む優先順位は以下のとおりとする。

表 3-2 優先順位

- ① 発生抑制
- ② 再利用
- ③ 再生利用 (マテリアルリサイクル)
- ④ 熱回収 (サーマルリサイクル)
- ⑤ 適正処分

## 2 実施主体と対象

### (1) 実施主体

長 崎 県

### (2) 対象工事

県が発注する建設工事

### (3) 対象とする建設副産物

建設廃棄物全般を対象とする。

ただし、目標に対する評価等のフォローアップはコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設発生土の5品目について行う。

## 3 関係者の役割

建設リサイクルの推進に取り組むためには、発注者及び県だけでなく、建設リサイクルに関わる全ての関係者がそれぞれの役割を果たすことが重要である。

このため、関係者は表3-3に定める事項について適正に取り組むこととする。

表3-3 関係者の役割

	基 本 的 方 向	発 生 抑 制	再資源化・再生材利用
関 係 者 全 体	適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつ積極的に参加	適切な役割の下でそれぞれが連携しつつ積極的な取り組み	リサイクル材の創出及び拡大への積極的な取り組み
発 注 者	①元請業者に対して、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体及び再資源化等の実施について明確な指示 ②解体費用の適正な負担	①建築物等の長期的使用に配慮した発注 ②建設工事に使用された建設資材の再使用への配慮	リサイクル材をできる限り選択
県	計画的な再資源化等の促進及びリサイクル材の利用促進・必要な調査、情報提供、普及啓発等	自ら建設工事の発注者となる場合において、建設資材廃棄物の排出抑制を率先して実施	①必要な調査、情報提供、普及啓発等 ②リサイクル材を率先利用
市 町 村	国及び県の施策と相まって必要な措置	国及び県の施策と相まって必要な措置	国及び県の施策と相まって必要な措置

## 4 市町村の取り組み

建設リサイクルを推進するためには、建設副産物の排出の多くを公共工事が占めることから、国、県及び市町村がそれぞれの立場で役割を果し、3R（発生抑制、再利用、再資源化）及びリサイクル材の積極活用に取り組むことが重要である。

そのため県ではアクションプログラムを策定し、リサイクルの取り組みをルール化すると共に、段階的目標の設定しフォローアップを行うことで、リサイクルへの取り組みの徹底を図る。

市町村についても、建設リサイクル法第8条において県同様分別解体及び再資源化を促進するよう必要な措置を講じるよう定められており、地域の実情に応じ先導する取り組みが必要である。

なお、市町村が建設リサイクルに取り組む際には、「県の指針」及び以下に定める県が取り組むべき事項に準ずるよう努めることとする。

### ◆市町村において準ずるべき事項◆

- ① アクションプログラムに定める基本理念
- ② 県の指針に定める平成22年度の再資源化率目標値
  - コンクリート塊 95%
  - アスファルト・コンクリート塊 95%
  - 建設発生木材 95%

※ 建設発生木材は、再資源化・縮減率とする。  
(再資源化率ベースで75%目標)

## 第 4 章 計 画 の 目 標

### 1 目標の基本的考え方

建設副産物の再資源化率目標値は、「県の指針」における特定建設資材廃棄物の再資源化・縮減に関する目標年度である平成 22 年度に向け、国が定めた「建設リサイクル推進計画 2002」において、平成 17 年度末までに達成すべき目標値を定めていることを鑑み、同様に当面平成 17 年度までに達成すべき目標値を定める。

また、リサイクル材利用率は、県独自に定める目標値であり、リサイクル材の利用状況等を把握することで利用促進を図る指標とし、再資源化率目標値と同様に平成 17 年度までに達成すべき目標値を定めることとする。

なお、平成 18 年度以降の目標値は、平成 17 年度までの実績及び社会情勢等を考慮して目標値を定め、建設リサイクルの推進に関するフォローアップを行うこととする。

#### (1) 再資源化率目標値の設定

##### ①コンクリート塊

コンクリート塊は再資源化施設への搬出を義務付おり、かつ再資源化の仕組みが確立しているため、平成 16 年度及び平成 17 年度の目標値は 100%とする。

##### ②アスファルト・コンクリート塊

アスファルト・コンクリート塊についても、コンクリート塊と同様に再資源化施設への搬出を義務付けているため、平成 16 年度及び平成 17 年度の再資源化率は 100%とする。

##### ③建設発生木材（再資源化率）

建設発生木材は、再利用工法及びリサイクル材などのリサイクル環境整備が整っていないため、急速に再資源化を向上させることは難しい。

このため、リサイクル環境の情報収集後、再利用工法及びリサイクル材で利用できるものの選定を行い、事例集等を作成した上で積極的に再利用、再資源化及びリサイクル材の積極活用に取り組むこととする。

このため、平成 17 年度までは再資源化率の伸び率が高くなることは想定せず、目標値は平成 16 年度が 65%、平成 17 年度が 70%とする。

##### ④建設汚泥

建設汚泥についても建設発生木材と同様にリサイクル環境の整備が遅れていることから、情報収集後、再利用工法及びリサイクル材で利用できるものの選定を行った上で再利用、再資源化及びリサイクル材の利用に積極的に取り組むこととする。

このため、平成 17 年度までは再資源化・縮減率の伸び率が高くなることは想定せず、目標

値は平成16年度が65%、平成17年度が70%とする。

### ⑤建設混合廃棄物

建設混合廃棄物は、再資源化施設があり再資源化が可能なものについては、分別を徹底することにより搬出量を減じることとする。

このことから、平成16年度以降の搬出量についても低減することを目標とし、目標値は国が「建設リサイクル推進計画2002」において平成12年度の25%に排出量を低減させることを目標に掲げていることから、同様な考えで平成14年度と比較して搬出量を25%低減することとする。

### ⑥建設発生土

建設発生土については、自工区利用及び「利用調整ブロック会議」の開催など工事間利用調整を行う環境整備ができているが、「建設発生土行動計画」が策定され、建設発生土の有効利用をより一層促進させる必要があるため、今後も工事間利用に積極的に取り組むこととする。

このため、建設発生土の有効利用率目標値を平成16年度が80%、平成17年度が85%とし、これまで以上に自工区利用及び工事間利用の取り組みを積極的に行うこととする。

表4-1 再資源化目標値 (再資源化率)

対象品目		平成14年度	平成16年度	平成17年度 目標値	平成22年度 目標値
再生資源化率	a) コンクリート塊	(95%)	100%	100%	100%
	b) アスファルト・コンクリート塊	(99%)	100%	100%	100%
	c) 建設発生木材	(57%)	65%	70%	80%
再資源化・縮減率	d) 建設発生木材	(90%)	95%	98%	98%
	e) 建設汚泥	(56%)	65%	75%	95%
	f) 建設混合廃棄物			H14年度と比較して搬出量を25%縮減	H14年度と比較して搬出量を50%縮減
有効利用率 g) 建設発生土		(74%)	80%	85%	95%

※平成14年度は建設副産物対策実態調査の結果である。(県が発注する建設工事のみ)

※建設混合廃棄物については、建設副産物実態調査の結果による評価のみを行い、他のフォローアップは行わない。



## (2) リサイクル材利用率目標値の設定

リサイクル材利用率は、「推進計画2002」において目標値を定めていないため、新たに県独自に目標値を定めることとする。

このことにより、県内におけるリサイクル材の利用状況等を把握し、利用が遅れている場合の原因追求及び対応策の策定を行い、搬出だけでなく利用する側からも積極的に資源の循環に取り組む仕組みを構築する。

### ① 砕石

砕石は、既によりリサイクル材を使用するよう特記仕様書に明示し、リサイクル材を使用するための環境は整備されていることから、今後もしリサイクル材の積極利用に取り組んでいくこととし、平成16年度及び平成17年度の目標値は100%とする。

ただし、平成14年度のリサイクル材利用率は55%と低い状態であるため、今後は再生砕石の需給バランスの確認及び現場での使用の確認等を行ってリサイクル材の確保可能性について把握するとともに、現場においてリサイクル材の調達を周知徹底するなどして利用拡大を図ることとする。

### ② アスファルト混合物

アスファルト混合物についても、砕石と同様に再生資材を使用するよう特記仕様書に明示して環境整備を行っているため、平成16年度及び平成17年度の再資源化率は100%とする。

### ③ 土砂

土砂の利用は、建設発生土の有効利用と同様に再利用及び工事間利用を積極的に行うこととする。

なお、再生資源利用率の目標値については、建設発生土の有効利用率と合わせて平成16年度が80%、平成17年度が85%とする。

### ④ 県の環境物品等調達方針に定める調達品目

「県が定める環境物品等調達方針」（以下、「調達方針」という。）は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下、「グリーン購入法」という。）に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」を踏まえて基本的事項を定めたものであり、調達品目には公共工事で使用する資材も含まれている。

このため、建設工事を発注するにあたり、必要となる資材が調達品目に該当する場合には、判断基準等により検討を行った上で、可能な限り資材の使用に努めることとする。

なお、目標については、「調達方針」に定められた調達目標とする。

表4-2 再生資源利用目標値（再生資源利用率）

(再生資源利用率)

対 象 品 目	平成 14 年度	平成 16 年度	平成 17 年度 目 標 値	平成 22 年度 目 標 値
a) 砕 石	( 55%)	100%	100%	100%
b) アスファルト混合物	( 82%)	100%	100%	100%
c) 土 砂	( 74%)	80%	85%	95%

なお、平成 18 年度以降の目標については、平成 17 年度までの「リサイクル材の使用実績に関する調査」(以下、「使用実績調査」という。)の結果に基づく実績及び社会情勢等を考慮し、目標の達成状況及び社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを適宜行うものとする。

## 第 5 章 実 施 計 画

基本理念に示した目標を達成するためには、資源有効利用促進法、建設リサイクル法、廃棄物処理法及びグリーン購入法等の諸法令を遵守し、発生抑制、再利用及び再資源化等に関する具体的取り組みを定め、それらの取り組みを積極的に行う必要がある。

このため、本アクションプログラムでは、公共工事発注者として実施すべき計画を定め、資源循環の促進に積極的に取り組むこととする。

なお、本章では、①「発生抑制の徹底」、②「分別解体及び分別の徹底」、③「再利用の徹底」、④「再資源化の徹底」、⑤「適正処理の推進」、⑥「リサイクル材・製品の利用促進」、⑦「その他事業との連携」、⑧「公共工事における理解と周知」についての実施計画を定める。

なお、計画、設計、積算、施工及び完了等の各段階における取り組みに必要な書式等は「リサイクルガイドライン」に定める。

※ リサイクルガイドライン：「リサイクル計画書」、「リサイクル阻害要因説明書」、「再生資源利用計画書（実施書）」、「再生資源利用促進計画書(実施書）」、「再資源化等報告書」、「通知書」、「別紙」の作成及び「ガイドラインフロー図」、「建設副産物処理チェックリスト」について定める。

### 1 発生抑制の徹底

発生抑制は廃棄物対策の最優先事項であり、建設工事の計画、設計及び施工段階において対策を講じる必要がある。

#### (1) 計画・設計段階における検討事項

計画・設計段階では、建設副産物の発生を抑制するための工法、建築物等の更新サイクルを長期化させるための工法検討を行うことが重要である。

しかし、発生抑制に対する検討結果は、その後の積算・施工には直接的に反映されないため、検討後の方針をリサイクル計画書に示し、抑制に関する成果を生かすことが必要となる。

なお、計画・設計段階における具体的な取り組みは以下に示すとおりである。

#### ①建設発生土の発生抑制

- a) 道路工事における路線選定時及び構造物の設置検討をする場合の工法の選定時等に、切土・盛土のバランスを考慮し、建設発生土の発生を抑制するよう検討する。
- b) 補強土壁工法等の採用、護岸工事の床堀等で発生する浚渫土を、深掘地の覆土に利用する等による建設発生土の現場内利用を推進する。

## ②伐木・除根等の発生を抑制する工法、施工場所の選定

土工のバランス調整と同様に、伐木・除根等の発生を抑制するよう検討する。

## ③建築物等の長寿命化のための構造検討

既存建築物の改善時または新築建築物及び橋梁等の施工時に、耐久性の高い構造・部材等または維持修繕しやすい構造・部材等を採用し、更新サイクルの長期化を図ることで建設副産物の発生を抑制する。

## ④余材、端材等が発生しない工法等の選定

建築物等の計画・設計時に、資材の余材・端材等の発生を抑制する工法等の検討を行い、建設副産物の発生を抑制する。

## ⑤リサイクル計画書の作成

計画・設計段階で検討した内容を反映させて、リサイクル計画書にてリサイクルの基本方針等を定める。

## (2) 積算・施工段階における取り組み

計画・設計段階において検討した基本方針は、積算及び施工段階においても反映されることが重要であることから、まず積算時にリサイクル計画書の基本方針を確認することが必要である。

また、施工段階では建設資材の余材・端材が発生するため、工法選択による発生抑制だけでなく、施工時に現場での発生を抑制することも必要である。

なお、積算・施工段階での具体的な取り組みは以下のとおりである。

### ①計画・設計段階で検討した内容の確認

計画・設計段階において検討した結果を積算及び施工段階に反映させるため、リサイクル計画書にて決定した基本方針のチェックを行って整合性を図る。

### ②現場における余材・端材の発生抑制

基準寸法の統一やプレハブ化に取り組むことで、これまで現場において製品加工していた資材を工場加工へ転換させ、現場での余材・端材発生を抑制する。

また、梱包材等を資材搬入業者が回収することで、現場の産業廃棄物発生量を抑制する。

### ③工事に使用された建設資材の再利用

建築物の解体等によって発生する資材の再利用、またはコンクリート構造物の取り壊しによって発生するコンクリート塊を破碎して路盤材に使用するなどして、現場から搬出する建設副産物をできる限り少なくする。

## 2 分別解体及び分別の徹底

建設リサイクル法に基づき、特定建設資材を排出する建築物等の解体工事又は特定建設資材を使用する新築及び改築、増築工事等（以下、「新築工事等」という。）のうち、一定規模以上の工事についての分別解体等の実施が義務化された。（対象は表5-1のとおり。）

しかし、資源の循環を図るためには、対象建設工事以外の小規模工事及び特定建設資材以外の建設資材を用いた解体工事及び新築工事等についても、現場において可能な限り分別解体を推進することが必要である。

表 5-1 対象建設工事規模基準

工 事 の 種 類	規 模 の 基 準
建築物の解体	延べ床面積 80㎡以上
建築物の新築・増築	延べ床面積 500㎡以上
建築物の修繕・模様替（リフォーム等）	請負金額 1億円以上
その他工作物に関する工事（土木工事等）	請負金額 500万円以上

### （1）設計・積算段階における取り組み

設計・積算段階においては、分別解体を行いやすい工法の選定及び解体等に要する費用を適正に計上する必要がある。

このため、以下の事項について取り組みを行う。

#### ① 解体等の容易な構造・工法の採用

分別解体を行うにあたり、複雑な構造・工法等の建築物では分別・解体が困難である。

このため、解体等の容易な構造・工法を採用して施工することにより、解体時の解体・分別を容易にする。

#### ② 発注者による適正な費用負担

積算時に、解体等を行うために必要な運搬費、処理費を適正に計上する。

### （2）施工段階における取り組み

施工段階においては、分別・解体等に関する情報の提供及び指導を請負者に行うことで、適正な分別解体を実施する。

#### ① 適正な情報の提供

発注者より、分別解体等に関する情報等を請負者に提供し、適正な分別・解体を行う。

## ② 現場の巡回等の充実

施工時に、発注者が現場において適正に分別・解体等を実施しているか確認を行う。

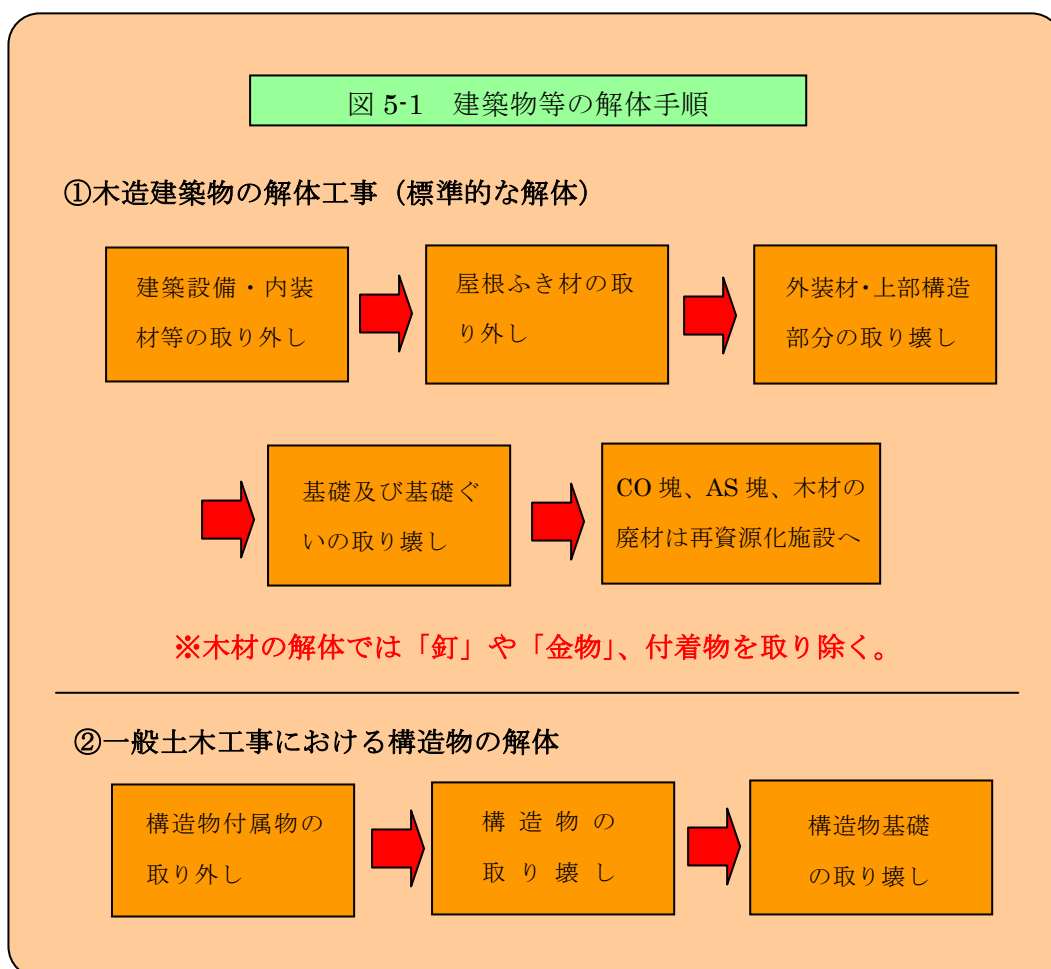
## (3) 解体工事における取り組み

建築物等の解体時には、混合廃棄物が発生する恐れがあるため、特に現場での分別解体に注意を払う必要がある。

このため、建設工事の発注者は請負業者に分別解体の指導等を行うとともに、現場の巡回等を実施して適正な処理が行われるよう努める。

### ①解体方法

建築物等の解体については、図5-1に示すとおりを実施することとする。



## ②分別

建築物等の解体によって発生する建設副産物は、混合して排出すると再資源化等が困難になるため、分別する廃棄物ごとにコンテナ等の容器を設けて分別する、分別したものが混合しないよう集積するなど、現場内において分別を徹底する必要がある。

### a) 特定建設資材

特定建設資材は、分別できるものについては全て分別を実施することが義務づけられているため、現場において分別を徹底する。

### b) その他建設廃棄物

特定建設資材以外の廃棄物については、全て分別を実施することは義務づけられていないが、ゼロエミッションに取り組むためには、分別を徹底して再資源化に努めることが重要であるため、できる限り現場において分別を行うこととする。

## (4) 新築工事等における取り組み

新築工事等では、建設資材の端材及び資材、梱包材等が発生するため、これらについて現場で分別の徹底を図ることとする。

## ①分別

解体工事等における取り組みと同様、新築工事等においても現場内での分別を徹底する必要がある。

### a) 特定建設資材

特定建設資材については、解体工事と同様に全て分別をすることが義務づけられているため、現場において分別を徹底する。

### b) その他建設廃棄物

建設資材の余材・端材のみでなく梱包材等の廃棄物についても分別を徹底することとする。

## 3 再利用の徹底

現場において発生した建設副産物は、再資源化に優先して自工区または他工区において再利用を行うこととする。ただし、再利用にあたっては自工区利用を原則とし、他工区利用を行う場合には公共工事間において実施することとする。

## (1) 建設副産物の再利用

建設副産物の再利用にあたっては、以下に示す事項等に基づいて積極的に取り組むこととする。

### ①コンクリート塊

再生骨材等の区分に応じ、表5-2に示す舗装用路盤材料、構造物の裏込材などに利用する。

表5-2 コンクリート塊関係の再利用方法

再生資源	主な利用用途
再生クラッシャーラン	道路舗装及びその他舗装の下層路盤材 土木構造物の裏込材 建築物の基礎材
再生コンクリート砂	工作物の埋め戻し材料及び基礎材
再生粒度調整碎石	その他舗装の上層路盤材
再生セメント安定処理路盤材料	道路舗装及びその他舗装の路盤材料
再生石灰安定処理路盤材料	道路舗装及びその他舗装の路盤材

### ②アスファルト・コンクリート塊

再生骨材及び再生加熱アスファルト混合物の区分に応じ、舗装用路盤材料、構造物の裏込材、舗装材料など表5-3に示す利用用途等に利用する。

表5-3 アスファルト・コンクリート塊関係の再利用方法

再生資源	主な利用用途
再生クラッシャーラン	道路舗装及びその他舗装の下層路盤材 土木構造物の裏込材 建築物の基礎材
再生粒度調整碎石	その他舗装の上層路盤材
再生セメント安定処理路盤材料	道路舗装及びその他舗装の路盤材料
再生石灰安定処理路盤材料	道路舗装及びその他舗装の路盤材
再生加熱アスファルト安定処理混合物	道路舗装及びその他舗装の上層路盤
表層基層用再生加熱アスファルト混合物	道路舗装及びその他舗装の基層用材料及び表層用材料



### ③建設汚泥

現場において中間処理（焼成、固化、脱水、乾燥及びセメント・石灰等による安定処理等）を行った後、利用用途に応じた品質を確保するとともに、生活環境の保全に留意して表 5-4 に示す利用用途等により再利用を実施する。

表 5-4 建設汚泥の再利用方法

処 理 方 法	形 状 等	主な利用用途
焼成処理	粒状	ドレーン材、骨材 緑化基盤材、園芸用土 ブロック
スラリー化安定処理	スラリー状 → 固体化	埋戻し材、充填材
高度安定処理	粒状 塊状	砕石代替品、砂代替品 ブロック
溶融処理	粒状 塊状	砕石代替品、砂代替品 石材代替品
高度脱水処理	脱水ケーキ	盛土材、埋戻し材
安定処理	改良土	盛土材、埋戻し材
乾燥処理	土～粉体	盛土材

### ④建設発生木材

建築工事での工場等において伐採・伐根材及び建築解体材等をチップ化処理し、道路法面、植栽工事におけるマルチング材、緑化基盤材等として再利用を行う。

また、使用済み型枠についても再利用に努めることとし、再利用できないものは再資源化に努める。

### ⑤建設発生土

建設発生土の区分に応じ、宅地造成用材料、道路盛土材料、河川築堤材料、工作物の埋め戻し材料、水面埋立用材料に利用する。（表 5-5）

なお、工事間利用等により利用する場合には、利用調整ブロック会議等により情報の収集・提供を行うこととする。

表 5-5 建設発生土関係の再利用方法

区 分	主 な 利 用 用 途
第 1 種建設発生土 (砂、礫及びこれらに準ずるものをいう。)	工作物の埋め戻し材料 土木構造物の裏込材 道路盛土材料 宅地造成用材料
第 2 種建設発生土 (砂質土、礫質土及びこれらに準ずるものをいう。)	土木構造物の裏込材 道路盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料
第 3 種建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるものをいう。)	土木構造物の裏込材 道路路体用盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料 水面埋立用材料
第 4 種建設発生土 (粘性土及びこれに準ずるもの(第 3 種建設発生土を除く。)をいう。)	水面埋立用材料

なお、建設副産物の再利用法については、建設副産物実施要領等において定めるものとする。

## (2) 建設発生土の工事間利用促進

工事現場において搬出する土砂が発生した場合または利用土砂を搬入する場合には、「建設発生土情報交換システム」を積極的に活用し、建設発生土に関する情報提供を行うこととする。

また、各出先機関においては、「建設副産物対策推進分科会利用調整ブロック会議」(以下、「利用調整ブロック会議」という。)を開催し、工事間における土砂の利用調整を行うこととする。なお、「利用調整ブロック会議」において調整が困難な場合には、「建設副産物対策推進分科会推進部会」において「利用調整ブロック会議」間の調整等を行うこととする。

## (3) 「建設副産物再利用事例集(仮称)」の作成

建設副産物の排出抑制を徹底するため、「建設副産物再利用事例集(仮称)」を作成して情報提供を行い、発注者の建設副産物の積極的使用を促進させる。また、その実施状況についてとりまとめを行い、事例集を継続的に拡充していく。

## 4 再資源化の徹底

建設副産物については、資源有効利用促進法に基づくリサイクルの推進が必要であり、そのうち建設リサイクル法に基づく対象建設工事から排出される特定建設資材廃棄物については、再資源化の義務により再資源化施設へ搬出して再資源化を図ることが原則となっている。このため、今後は「リサイクルの量」のみならず、「リサイクルの質」を向上させる取り組みを強化していくことが重要である。

### (1) リサイクル原則化ルールの徹底

#### ①条件明示の徹底

リサイクル原則化ルールに従い、工事利用、再資源化施設への排出、再生材利用を仕様書上で明示する。

#### ②適正処理費等の計上

リサイクルを行うために必要な運搬費、処理費を適正に計上する。

#### ③建設リサイクル法に基づく書類作成及び提出

表5-1に定める規模以上、かつ表5-6及び表5-7に定める資材を搬出または使用する建設工事（以下、「対象建設工事」という。）については、建設リサイクル法で以下の事項が義務づけられているため、必要な書類の作成・提出等を行って適正に処理する。

- ・建設リサイクル法第10条及び第11条に基づく、「通知書」の作成・提出。
- ・建設リサイクル法第13条に基づく、「別紙」の作成及び契約。
- ・建設リサイクル法第12条に基づく、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」の請負者からの提出。（施工計画書の提出）
- ・建設リサイクル法第18条に基づく、「再資源化等完了報告書」、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の請負者からの提出。

表 5-6 特定建設資材廃棄物

特定建設資材廃棄物	詳 細
コンクリート	コンクリート塊
アスファルト	アスファルト・コンクリート塊
木材製品 ※注1	建設発生木材

※注1 木材製品について

工事に伴う伐採材、伐木材、除根材は特定建設資材廃棄物には該当しない。

表 5-7 特定建設資材

特定建設資材	詳細
コンクリート ※注 1	現場打ちコンクリート（無筋コンクリート、鉄筋コンクリート、PCコンクリート、鉄筋鉄骨コンクリート等）、無筋コンクリート二次製品
鉄及びコンクリートからなる建設資材	有筋のコンクリート二次製品（鉄筋コンクリート二次製品、PCコンクリート二次製品、鉄筋鉄骨コンクリート二次製品）
アスファルト・コンクリート ※注 2	アスファルト混合物
木材 ※注 3	木材製品

※注 1 コンクリートについて：モルタル・セメントペーストは、特定建設資材に該当しない。

※注 2 アスファルト・コンクリートについて：防水工等に用いられるブローンアスファルト、ストレートアスファルトは特定建設資材に該当しない。

※注 3 木材について：植樹工に用いる樹木や植生工に用いる種子、草本類は特定建設資材に該当しない。

#### ④ マニフェストによる確認

再資源化施設へ搬出した建設廃棄物が適正に処理されたか、請負者にマニフェストの提出を求めて確認を行う。

### (2) 「しま」における再資源化のルール化

離島地区（以下「しま」という。）については再資源化施設が少ないことから、まず工事現場内における再利用に積極的に取り組み、再利用できなかつた場合には再資源化施設にて再資源化を行うこととする。

また、木くずの再資源化については原則として「しま」の再資源化施設において実施することとするが、状況に応じて島外へ搬出して再資源化を行うことを検討する。

### (3) 建設廃棄物の再資源化

#### ① コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊

コンクリート塊は、県が定める「建設副産物実施要領」に基づき、全て再資源化施設への搬出を徹底する。

#### ② アスファルト・コンクリート塊

アスファルト・コンクリート塊についても、コンクリート塊と同様に全て再資源化施設への搬出を徹底する。

### ③建設発生木材

工事現場から 50km 以内に再資源化施設がある場合には再資源化施設へ搬出する。

なお、「しま」においては、状況に応じて島外再資源化施設において再資源化を行うことを検討する。

### ④建設汚泥

建設汚泥については、「建設汚泥リサイクル指針」（平成 11 年 11 月、建設省（現国土交通省）監修、大成出版社）で定める利用用途に応じた品質基準に適合する有価物に改良することを前提として、「自ら利用」、「有償売却」を推進する。

さらに、建設汚泥の資材として利用を推進するため、「個別指定制度」及び「再生利用認定制度」の活用などによる利用拡大方策を検討する。

### ⑤その他の建設廃棄物

その他の廃棄物についても現場で分別し、再資源化施設があるものについては再資源化施設において処理を行い、建設リサイクルの推進に努めることとする。

## 5 適正処理の推進

現場において再利用できなかった建設副産物は、再資源化施設等において適正に処理することとなっているが、建設廃棄物の一部は不法投棄など不適正な処理がなされている。

また、産業廃棄物処理施設の新規立地が困難化しており、特に最終処分場の新規立地は著しく難しくなっている実態がある。このような状況において、不適正処理の増加及び最終処分場の逼迫は国民生活の生活環境に影響を及ぼすとともに、円滑な事業の執行にも支障を生じるおそれがある。

このような状況を踏まえ、公共工事発注者の立場、建設産業を所管する立場等から、適正処理を実施するための施策を講じることが重要である。

なお、特別管理産業廃棄物等の再資源化できない建設廃棄物を除き、分別によって再資源化施設へ搬出できる建設廃棄物は、運搬コスト等を比較した上でできる限り再資源化を行う。

※特別管理産業廃棄物の種類： 廃石綿等（飛散性廃アスベスト廃棄物）、PCB 含有廃棄物、廃油（揮発油等）、廃酸（pH2 以下のもの）、廃アルカリ（pH12.5 以上のもの）

### （1）指定処分の徹底

建設廃棄物の再資源化施設・最終処分場への搬出については、「指定処分」を徹底する。

なお、産業廃棄物の最終処分場は、それぞれ処分できる廃棄物の種類が定められているため、排出する建設廃棄物の種類により適正に処分場を選定することとする。（表 5－8 参照。）

表 5-8 処分場の形式及び処分できる廃棄物

処分場の形式	処分できる廃棄物
安定型最終処分場	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず、がれき類 など
管理型最終処分場	廃油（タールピッチ類に限る）、汚泥、紙くず、廃石膏ボード、繊維くず など
遮断型最終処分場	基準に適合しない燃え殻、ばいじん、汚泥、鉱さい

## (2) 条件明示の徹底

建設副産物の指定処分については、運搬先等の条件を特記仕様書に明示して適正処理を徹底する。

## (3) 適正処理の確認

工事発注者は、建設廃棄物の処理実績について、請負者にマニフェストの提出を求めて適正処理を確認する。

## 6 リサイクル材・製品の利用促進

再生アスファルト混合物、再生砕石等については市場が形成されているが、木質系リサイクル材、建設汚泥改良土などについては市場が十分に形成されていない。これらのリサイクル材については、公共事業で率先利用することによる需要拡大が重要である。

再生資材の率先利用に際しては、リサイクル材の品質基準等が必要である。さらに、他産業の廃棄物を原料とするリサイクル材を建設産業で利用するためには、環境安全性等の利用基準が必要となる。

### (1) 「環境物品等調達方針」におけるリサイクル材の利用促進

「長崎県環境物品等調達方針」に掲げられている調達品目は、設計段階において使用できるか検討を行い、リサイクル材がある場合にはできる限りリサイクル材を使用することとする。

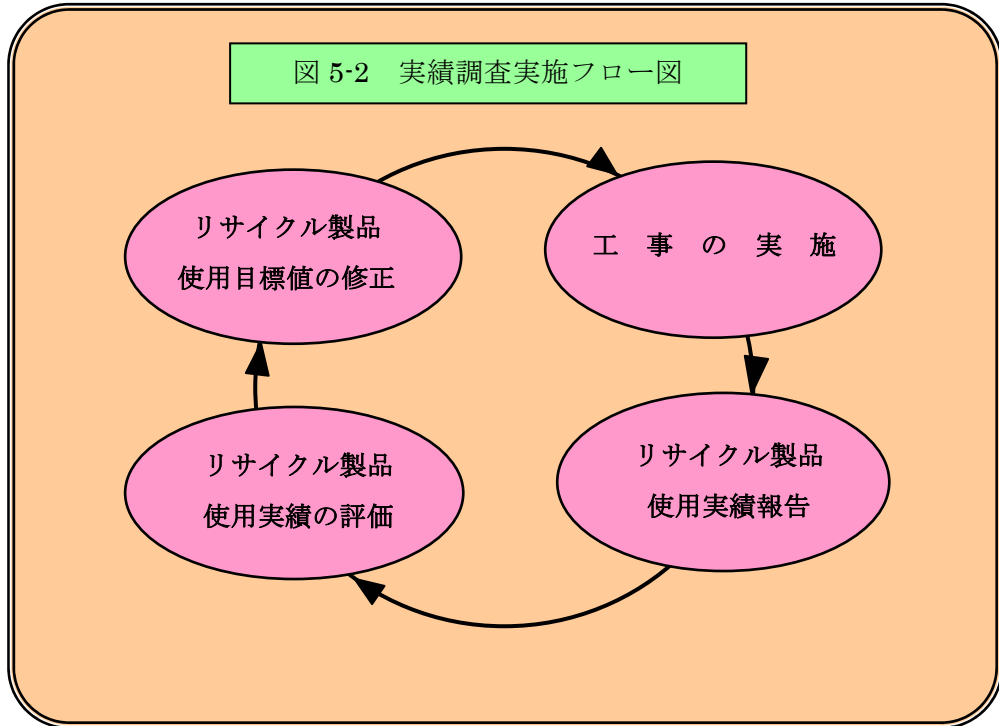
### (2) アクションプログラムにおいて利用目標値を定めるリサイクル材の積極利用

本アクションプログラムにおいて利用目標値を定めている砕石、アスファルト混合物等については、構造物の施工に支障がある場合、リサイクル材の調達が困難な場合等を除いて、リサイクル材を積極的に使用することとする。

### (3) 再生資材利用実績調査の実施

工事現場内において使用された再生資材については、各年度毎に使用実績を調査・整理し、定められた利用目標の達成について評価を行うこととする。なお、翌年度の目標については前年度の実績を基にして定めることとし、再生利用の促進を図る体制を整備する（図 5-2）。

図 5-2 実績調査実施フロー図



## 7 その他事業との連携

建設リサイクルを推進するためには、建設副産物の再利用及び再資源化、リサイクル材・製品の使用について、関連事業と連携をはかることが重要であるため、積極的に連携を図っていくこととする。

### (1) 「木質バイオマス活用推進モデル事業」との連携

「木質バイオマス活用推進モデル事業」では、建設発生木材等を使用したサーマルリサイクルに取り組んでいるため、建設工事において発生する建設発生木材を再資源化施設へ搬入することによる供給体制の整備と、サーマルリサイクル手法の確立による需要体制の整備によって、資源循環に関する連携を図っていく。

### (2) 「エコタウン事業」との連携

エコタウン事業において製作されているリサイクル製品を活用することにより、資源の循環とリサイクル製品製造産業の活性化を図っていく。

### (3) 市町村との連携

県内における建設リサイクルの推進を図るためには、県のみならず市町村においても積極的に取り組みを行う必要がある。このため、市町村においても建設リサイクルに関する取り組みを定め、建設リサイクルの推進について連携を図ることとする。

### ①建設発生土

建設発生土の有効利用は、国・県・市町村関係機関によって開催する利用調整ブロック会議において、工事間利用調整の連携を積極的に行うこととする。

### ②建設副産物（建設発生土を除く）

建設副産物のうち、建設発生土については工事間利用の体制が整備されているが、これに合わせて他の建設副産物についても情報交換等による連携を行い、有効利用の促進を図ることとする。

## 8 公共工事における理解と周知

県内の資源循環を図るため、県が発注する公共工事において発生抑制、再利用及び再資源化に積極的に取り組んでいく必要があるが、これらの取り組みは発注者等への理解及び周知等がなされていない部分がある。

このため、まず公共工事の発注者に対して建設リサイクルへの理解及び周知等の徹底を図る。

### (1) 説明会の実施

建設リサイクルの促進を図るためには、発注者及び請負業者、処理業者等の理解が必要である。このため、建設リサイクルの推進に関する説明会等を開催して理解を得るとともに、適正処理について周知徹底を図ることとする。

### (2) 情報の提供

再利用工法等の事例紹介及び建設リサイクルに関する情報などを提供することにより、発注者が資源の循環等に取り組みやすい環境作りを行う。



## 第 6 章 評 価 ・ 見 直 し

### 1 評価・見直し

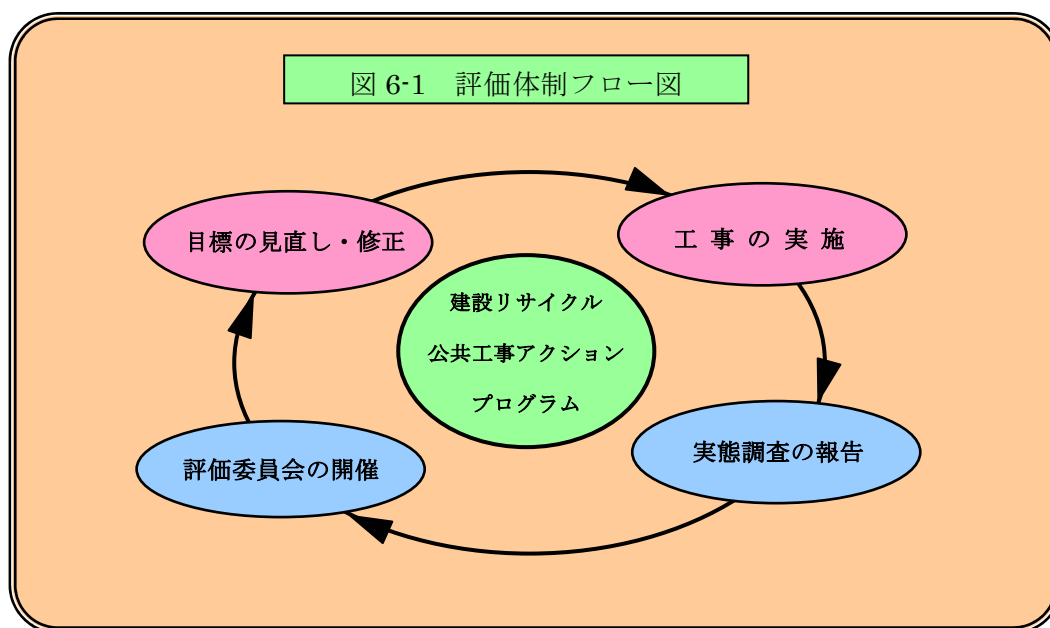
#### (1) フォローアップの実施

建設リサイクルの推進に関する取り組みは、第 5 章の実施計画により行うこととするが、取り組み実施後の現状把握、評価及びその後の対策を講じるための評価体制を整備する必要がある。なお、市町村に対するフォローアップの体制整備も合わせて行うこととする。

#### (2) 評価方法

計画の目標及び実施計画に基づく取り組みは、「長崎県建設リサイクル公共工事アクションプログラム評価委員会」（以下、「評価委員会」という。）においてフォローアップする。

なお、フォローアップ対象は、県発注工事はコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設発生土の 5 品目、市町村発注工事はコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材の 3 品目について行うこととし、実態調査等を毎年度実施することにより、数値目標等の達成状況等を評価する。（図 6-1 参照。）



#### (3) アクションプログラムの見直し

平成 18 年度以降の再資源化及びリサイクル材利用率等の目標値は、平成 17 年度までのフォローアップの結果や社会情勢の変化等を踏まえて決定し、必要に応じて見直しを行うものとする。



## 参 考 资 料



## 1 法律等の説明

- ①「建設リサイクル推進計画2002」 (平成14年5月施行)  
建設リサイクル法第3条に基づき国が定めた、「建設リサイクル法基本方針」(平成13年1月17日告示)における特定建設資材廃棄物に関する平成22年度の再資源化・縮減目標値を達成するために、当面実施すべき施策としての位置づけを持つ。
- ②「建設リサイクルガイドライン」  
建設リサイクル推進計画2002の目標値達成のため、リサイクルの検討状況を把握・チェックする手法として、リサイクル計画書の作成など、建設事業の計画・設計段階から施工段階までの各段階、積算、完了の各執行段階における具体的な実施事項をとりまとめたもの。
- ③「建設汚泥リサイクル指針」 (平成11年10月発行)  
建設工事に伴い副次的に発生する発生土のうち、建設汚泥を適正かつ的確に利用するための制度の解説および技術基準等を示し、そのリサイクルの促進を図る。
- ④「長崎県溶融スラグ有効利用指針」 (平成15年12月施行)  
一般廃棄物及び下水汚泥等から製造される溶融スラグについて、溶出基準、品質管理方法等の必要な事項を定めることにより、安全性の確保及び溶融スラグの有効利用促進を図る。
- ⑤「循環型社会形成促進基本法」 (平成12年法律第110号、平成12年6月公布)  
循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。
- ⑥「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)  
(平成12年法律第104号、平成12年5月公布)  
特定建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート)について、その分別解体等及び特定建設資材廃棄物(特定建設資材が廃棄物となったもの、コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊)の再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

⑦「国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律」(グリーン購入法)

(平成12年法律第100号、平成12年5月公布)

国、独立行政法人等及び地方公共団体による環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報の提供その他の環境物品への需要の転換を推進するために必要な事項を定めることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

⑧「資源の有効な利用の促進に関する法律」(リサイクル法)

(平成3年法律第48号、平成12年6月改正公布)

資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の排出の抑制及び環境の保全に資するため、使用済物品等及び副産物の排出の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

## 2 用語の説明

### 建設副産物

建設工事に伴い副次的に得られた全ての物品。建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、紙くず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くずまたはこれらのものが混合した建設廃棄物等。

### 建設廃棄物

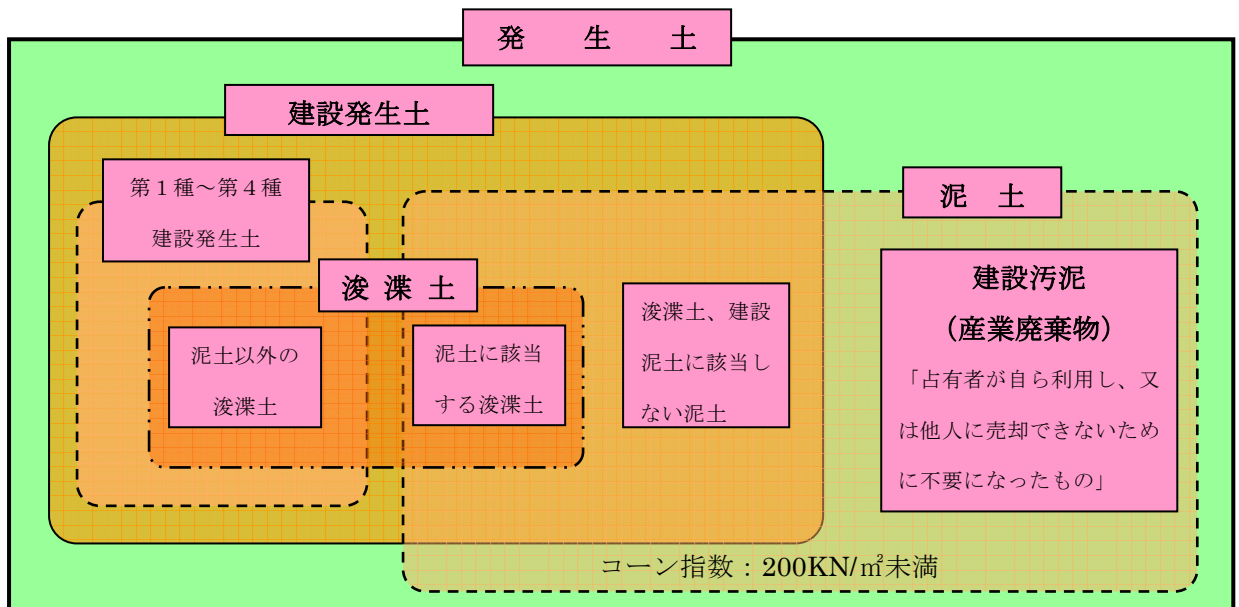
建設副産物のうち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）第2条第1項に規定する廃棄物。

建設工事に伴って生じたもので、自分で利用（自ら利用）したり他人に有償売却できないために不要になったすべての液状又は固形状のものをいう。ただし、土砂もっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの、港湾・河川等の浚渫に伴って生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法上の対象となる廃棄物から除外されている。

### 建設汚泥

掘削工事から生じる泥状の掘削物及び泥水を泥土といい、このうち廃棄物処理法に規定する産業廃棄物として取り扱われるものを建設汚泥という。

#### ◆発生土における建設汚泥の位置づけ◆



※建設汚泥に該当しない該当しない泥土：泥土に該当する浚渫土

泥水などを使用しない地山掘削から発生した泥土

<建設汚泥リサイクル指針、平成11年>

## 建設発生土

建設工事に伴い副次的に得られた土砂（港湾・河川等の浚渫土を含む）をいう。廃棄物処理法に規定する廃棄物には該当しない。

## 混合廃棄物

主に建築物の解体工事や、新築工事に伴い発生するもので、建設発生木材、廃プラスチック類、金属くず、紙くず等が混合して排出されるものである。

## 特別管理産業廃棄物

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの。

廃石綿等（飛散性アスベスト廃棄物）、P C B含有廃棄物、廃油、廃酸・廃アルカリなどがある。

## 自ら利用

他人に有償売却できる性状のものを排出事業者（占有者）が自ら使用することをいい、他人に有償で売却できないものを排出事業者が使用することは「自ら利用」に該当しない。

## 再利用

建設副産物のうち、有用なものを製品としてそのまま使用すること。（修理を行って使用することを含む。）

建設副産物のうち、有用なものを部品その他の製品の一部として使用すること。

## 熱回収（サーマルリサイクル）

建設廃棄物であって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを、熱を得ることに利用すること。

## 再資源化

建設廃棄物について、資材又は原材料として利用すること（建設廃棄物をそのまま用いることを除く。）ができる状態にする行為。

建設廃棄物であって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性があるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にする行為。

## 縮 減

焼却、脱水、圧縮その他の方法により、建設副産物の大きさを減ずる行為をいう。



## 「長崎県建設リサイクル公共工事アクションプログラム評価委員会」規約

### (目的及び設置)

第1条 「長崎県建設リサイクル公共工事アクションプログラム」(以下、「アクションプログラム」という。)において定められた、建設リサイクル推進に対する具体的施策の実施、目標の達成に関する評価・見直しを行うことを目的とし、「長崎県建設リサイクル公共工事アクションプログラム評価委員会」(以下、「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) アクションプログラムに基づく建設リサイクル全般に関する評価。
- (2) アクションプログラムの見直しに関すること。
- (3) その他アクションプログラムに関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は、土木部技術情報室参事をもって充て、委員は別表1に定める者をもって充てる。ただし、特別な事情がある場合は変更することができる。

### (委員会の運営)

第4条 委員会には議長を置く。

- 2 会長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 会長が必要と認める場合には、別表1に掲げる者以外の委員会への参加を認める。

### (委員会の開催)

第5条 委員会は、建設副産物実態調査(以下、「実態調査」という。)による調査結果集計後、年1回以上開催する。

- 2 委員会は、第2条に規定する所掌事項について、実態調査の結果を元に協議・検討を行うものとする。
- 3 会長が必要と認める場合には、委員会を招集し開催することができる。

### (部会)

第6条 第2条に規定する所掌事項を効率的に処理するため、委員会に部会を置く。

- 2 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。
- 3 部会長は、土木部技術情報室班長をもって充て、部会員は別表2に定める者をもって充てる。ただし、特別な事情がある場合は変更することができる。

(部会の運営)

第7条 部会は、部会長が招集し主宰する。

2 部会長が必要と認める場合には、別表2に掲げる者以外の部会への参加を認める。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は長崎県土木部技術情報室に置き、運営に係る事務を行う。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は議長が委員会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成16年 4月 1日から施行する。

別表1 (委員会委員)

所 属	部 課	役 職	備 考
長 崎 県	土木部 技術情報室	参 事	会 長
〃	〃 建築課	総 括	
〃	農林部 農村整備課	参 事	
〃	〃 林務課	企 画 監	
〃	水産部 漁港漁場整備課	総 括	
〃	県民生活環境部 自然保護課	参 事	
〃	〃 廃棄物・リサイクル対策課	参 事	
警 察 本 部	警務部 会計課	調 査 官	

別表2 (部会委員)

所 属	部 課	役 職	備 考
長 崎 県	土木部 技術情報室	班 長	部 会 長
〃	〃 建築課	〃	
〃	農林部 農村整備課	〃	
〃	〃 林務課	〃	
〃	水産部 漁港漁場整備課	〃	
〃	県民生活環境部 自然保護課	〃	
〃	〃 廃棄物・リサイクル対策課	〃	
警 察 本 部	警務部 会計課	〃	

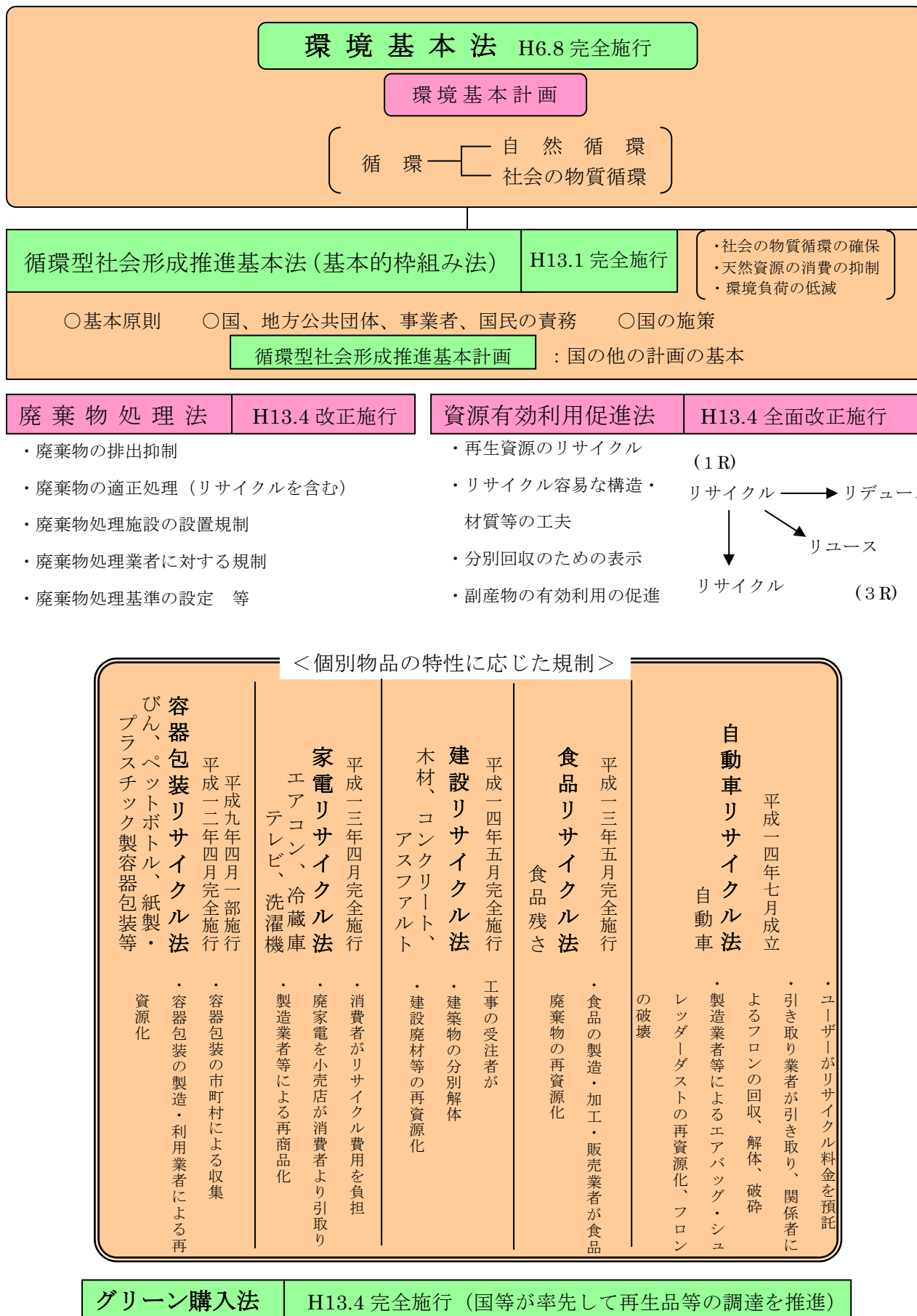


図1 循環型社会形成の推進のための法体系